

平成30年12月五島市議会定例会議案表

(平成30年11月30日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 120 号	五島市火災予防条例の一部改正について	1
議案第 121 号	五島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	2
議案第 122 号	五島市岐宿福祉センター条例の廃止について	4
議案第 123 号	五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について	5
議案第 124 号	五島市デイサービスセンター条例の一部改正について	7
議案第 125 号	五島市玉之浦花き栽培施設条例の廃止について	8
議案第 126 号	本山財産区管理会条例の一部改正について	9
議案第 127 号	大浜財産区管理会条例の一部改正について	11
議案第 128 号	五島市手数料条例の一部改正について	12
議案第 129 号	五島市単独住宅管理条例の一部改正について	14
議案第 130 号	五島市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について	15
議案第 131 号	過疎地域自立促進計画の変更について	16
議案第 132 号	前島地区集会室の指定管理者の指定について	17
議案第 133 号	生活館の指定管理者の指定について	18
議案第 134 号	布浦集会所の指定管理者の指定について	19

議案第 135 号	デイサービスセンターの指定管理者の指定について	20
議案第 136 号	生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	21
議案第 137 号	貝津老人憩の家の指定管理者の指定について	22
議案第 138 号	岐宿墓地の指定管理者の指定について	23
議案第 139 号	玉之浦地区集会所の指定管理者の指定について	24
議案第 140 号	丹奈集会所の指定管理者の指定について	25
議案第 141 号	営農研修施設の指定管理者の指定について	26
議案第 142 号	里集落センターの指定管理者の指定について	27
議案第 143 号	漁村センターの指定管理者の指定について	28
議案第 144 号	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について	29
議案第 145 号	和解及び損害賠償の額の決定について	35
議案第 146 号	平成 3 0 年度五島市一般会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 147 号	平成 3 0 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 148 号	平成 3 0 年度五島市診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊

議案第120号

五島市火災予防条例の一部改正について

五島市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

五島市火災予防条例の一部を改正する条例

五島市火災予防条例（平成16年五島市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

（提案理由）

工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第121号

五島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

五島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

五島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成16年五島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

五島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を加え、「並びに」を「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び」に改める。

第11条中「及び第9条」を「、第9条及び第13条」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「第7条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「第7条後段」を「第11条後段」に改め、同条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

（ビラの作成の公営）

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(提案理由)

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正を受け、市長及び市議会議員の選挙におけるビラの作成費用を公費負担の対象とするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第122号

五島市岐宿福祉センター条例の廃止について

五島市岐宿福祉センター条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

五島市岐宿福祉センター条例を廃止する条例

五島市岐宿福祉センター条例（平成16年五島市条例第86号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（五島市税条例の一部改正）
- 2 五島市税条例（平成16年五島市条例第75号）の一部を次のように改正する。
第142条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

（提案理由）

五島市岐宿福祉センターを廃止するため、五島市岐宿福祉センター条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第123号

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年五島市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項第3号を次のように改める。

(3) 所得割課税額 地方税法(昭和25年法律第226号)第29条第1項第2号に規定する所得割の額(支給認定保護者又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める額)をいう。

ア 賦課期日において地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有していた者である場合 これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして算定した額

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子(扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円未満の者に限る。)又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合 その者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号の規定による控除を適用して算定した額

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子(扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以上の者に限る。)に該当する場合 その者の申請によ

り地方税法第314条の2第3項の規定による控除を適用して算定した額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例別表の規定は、平成30年9月分以後の月分の利用者負担額について適用し、同年8月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）等の一部改正により、保育料の負担について、指定都市の区域内に住所を有していた者に係る特例及び未婚のひとり親に係る特例が創設されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第124号

五島市デイサービスセンター条例の一部改正について
五島市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。
平成30年11月30日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
五島市デイサービスセンター条例（平成16年五島市条例第104号）の一部を
次のように改正する。

第2条第2項の表奈留デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

奈留デイサービスセンターを廃止するため、所要の規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第125号

五島市玉之浦花き栽培施設条例の廃止について

五島市玉之浦花き栽培施設条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

五島市玉之浦花き栽培施設条例を廃止する条例

五島市玉之浦花き栽培施設条例（平成16年五島市条例第173号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

五島市玉之浦花き栽培施設を廃止するため、五島市玉之浦花き栽培施設条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第126号

本山財産区管理会条例の一部改正について

本山財産区管理会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

本山財産区管理会条例の一部を改正する条例

本山財産区管理会条例（平成16年五島市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（委員の選任）

第3条 委員は、本山財産区の区域内に3月以上住所を有する世帯主（以下「委員となる資格を有する者」という。）のうちから、次の表の左欄に掲げる地区ごとにそれぞれ右欄に掲げる人数を、当該地区の住民団体からの推薦に基づき市長が選任する。

堤地区	1人
久木山地区	1人
吉田地区	1人
高田地区	1人
野々切地区	1人
大窄地区	1人
山端地区 雨通宿地区	1人

2 市長は、委員が欠けたときは、速やかに補欠委員を選任するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条第1項中「被選挙権を有する者」を「委員となる資格を有する者」に改める。

第5条第3項中「又は」を「、又は」に改める。

第9条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 第3条第2項ただし書の規定による補欠委員の不選任

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本山財産区管理会委員の選任方法を、選挙による方法から地区の住民団体からの推薦に基づき市長が選任する方法とするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第127号

大浜財産区管理会条例の一部改正について

大浜財産区管理会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

大浜財産区管理会条例の一部を改正する条例

大浜財産区管理会条例（平成16年五島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「又は」を「、又は」に改め、同条第3項中「35人」を「34人」に改め、同条第4項の表二里木場地区の項を削る。

第5条第3項中「又は」を「、又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大浜財産区管理会委員選挙会の会員を選出する区域の一つである二里木場地区を削除するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第128号

五島市手数料条例の一部改正について

五島市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市手数料条例の一部を改正する条例

五島市手数料条例（平成16年五島市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

13	建築物建築許可申請手数料	五島市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例（平成19年五島市条例第31号）第8条の規定による建築物の建築及び用途の変更の許可（市が申請するものを除く。）	160,000円
----	--------------	---	----------

を

13	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	27,000円
14	建築物建築許可申請手数料	五島市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例（平成19年五島市条例第31号）第8条の規定による建築物の建築及び用途の変更の許可（市が申請するものを除く。）	160,000円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により、接道規制の適用除外に係る認定申請の審査事務が新たに生じることから、当該事務に係る手数料を定めるため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第129号

五島市単独住宅管理条例の一部改正について

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例

五島市単独住宅管理条例（平成16年五島市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表富江の部月見住宅1号の項、月見住宅4号の項及び月見住宅5号の項を削り、同表玉之浦の部元倉住宅1号の項、元倉住宅2号の項及び大宝住宅B—2号の項から小浦住宅の項までを削り、同表奈留の部江上住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

富江地区の月見住宅1号ほか10戸を廃止するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第130号

五島市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
五島市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

五島市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
五島市空家等対策の推進に関する条例（平成27年五島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、所有者等を確認することができない場合を除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、所有者等を確認することができない場合、所有者等の同意を得る時間的余裕がない場合その他のやむを得ない事由により所有者等の同意が得られない場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

緊急安全代行措置について、やむを得ない事由により所有者等の同意が得られない場合は、同意を得ずに当該措置を行えることとするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第131号

過疎地域自立促進計画の変更について

平成28年3月24日に議決された過疎地域自立促進計画を次のとおり変更する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口 市太郎

第2章第2節2. 商工業の振興の(1)に次のように加える。

④地場産業を支える人材を育成する。

第2章第3節1. 事業計画の表中

「

	荒川地区製氷施設（玉之浦地区） シャーベット製氷機	漁協	
--	------------------------------	----	--

を

「

	荒川地区製氷施設（玉之浦地区） シャーベット製氷機	漁協	
(4) 地場 産業の 振興			
技能習 得施設	日本語学校施設整備事業 施設改修、設計監理	市	

に改める。

(提案理由)

過疎地域自立促進計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第132号

前島地区集会室の指定管理者の指定について

五島市前島地区集会室条例（平成16年五島市条例第89号）第3条第1項の規定により、前島地区集会室の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
前島地区集会室	五島市奈留町泊429番地5 前島町内会 会長 江上義雄	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第133号

生活館の指定管理者の指定について

五島市生活館条例(平成16年五島市条例第87号)第3条第1項の規定により、生活館の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
小川生活館	五島市玉之浦町小川800番地 小川町内会 会長 山本 修	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
中須生活館	五島市玉之浦町中須725番地1 中須町内会 会長 山口 敏昭	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
嶽生活館	五島市三井楽町嶽1327番地 嶽町内会 会長 山下 清人	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
浜窄生活館	五島市三井楽町濱窄250番地3 浜窄町内会 会長 神田 行雄	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
高崎生活館	五島市三井楽町高崎450番地 高崎町内会 会長 岸上 富三雄	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第134号

布浦集会所の指定管理者の指定について

五島市布浦集会所条例（平成16年五島市条例第88号）第3条第1項の規定により、布浦集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
布浦集会所	五島市玉之浦町布浦122番地11 布浦町内会 会長 宿輪 仁	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第135号

デイサービスセンターの指定管理者の指定について

五島市デイサービスセンター条例（平成16年五島市条例第104号）第4条第1項の規定により、デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野 口 市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
岐宿デイサービスセンター	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 野 原 寅 男	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第136号

生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
五島市生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センター条例（平成16年五島市条例
第108号）第4条第1項の規定により、生活支援ハウス及び高齢者生活福祉セン
ターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野 口 市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
岐宿生活支援ハウスふれあ いの里	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 野 原 寅 男	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
奈留高齢者生活福祉センタ ーやすらぎ荘	五島市奈留町船廻879番地1 社会福祉法人 なる共生会 理事長 江 上 喜代人	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案
を提出する理由である。

議案第137号

貝津老人憩の家の指定管理者の指定について

五島市貝津老人憩の家条例（平成16年五島市条例第113号）第3条第1項の規定により、貝津老人憩の家の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
貝津老人憩の家	五島市三井楽町貝津971番地 貝津町内会 会長 久保義広	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第138号

岐宿墓地の指定管理者の指定について

五島市岐宿墓地条例（平成16年五島市条例第127号）第3条第1項の規定により、岐宿墓地の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
中岳坂之上墓地	五島市岐宿町中嶽646番地5 中岳坂之上墓地管理組合 組合長 山本清次	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
中岳南部栗畠墓地	五島市岐宿町中嶽2042番地 中岳南部栗畠墓地管理組合 組合長 清川兵衛	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第139号

玉之浦地区集会所の指定管理者の指定について

五島市玉之浦地区集会所条例（平成16年五島市条例第232号）第3条第1項の規定により、玉之浦地区集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
向小浦集会所	五島市玉之浦町玉之浦155番地 向小浦町内会 会長 川田文雄	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第140号

丹奈集会所の指定管理者の指定について

五島市丹奈集会所条例（平成16年五島市条例第233号）第3条第1項の規定により、丹奈集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
丹奈集会所	五島市玉之浦町丹奈65番地 丹奈町内会 会長 大賀徳夫	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第141号

営農研修施設の指定管理者の指定について

五島市営農研修施設条例（平成16年五島市条例第163号）第3条第1項の規定により、営農研修施設の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
波砂間営農研修施設	五島市三井楽町波砂間232番地3 波砂間町内会 会長 小川 寛一	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第142号

里集落センターの指定管理者の指定について

五島市里集落センター条例（平成16年五島市条例第169号）第3条第1項の規定により、里集落センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
里集落センター	五島市三井楽町濱ノ畔1460番地2 里町内会 会長 谷川 與喜男	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第143号

漁村センターの指定管理者の指定について

五島市漁村センター条例（平成16年五島市条例第189号）第3条第1項の規定により、漁村センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
嵯峨島漁村センター	五島市三井楽町嵯峨島63番地 嵯峨島地下町内会 会長 吉田重喜	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
正山漁村センター	五島市三井楽町濱ノ畔909番地9 正山町内会 会長 西村一	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
柏漁村センター	五島市三井楽町柏771番地 柏町内会 会長 岸上一秀	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
岐宿漁村センター	五島市福江町1190番地9 五島漁業協同組合 代表理事組合長 草野正	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第144号

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により町の区域を次のとおり変更する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
五島市平蔵町1630の2地先並びに1631の1、1631の2及び1646地先並びに1631の2に隣接する道路・水路地先	10,099.96	平蔵町

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更については、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

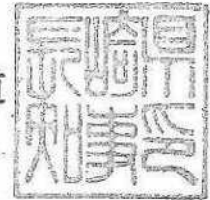
竣 功 認 可 書

長 崎 県

平成30年7月2日付けで申請のあった第2種奥浦漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

平成30年8月7日

長崎県知事 中村 法道



記

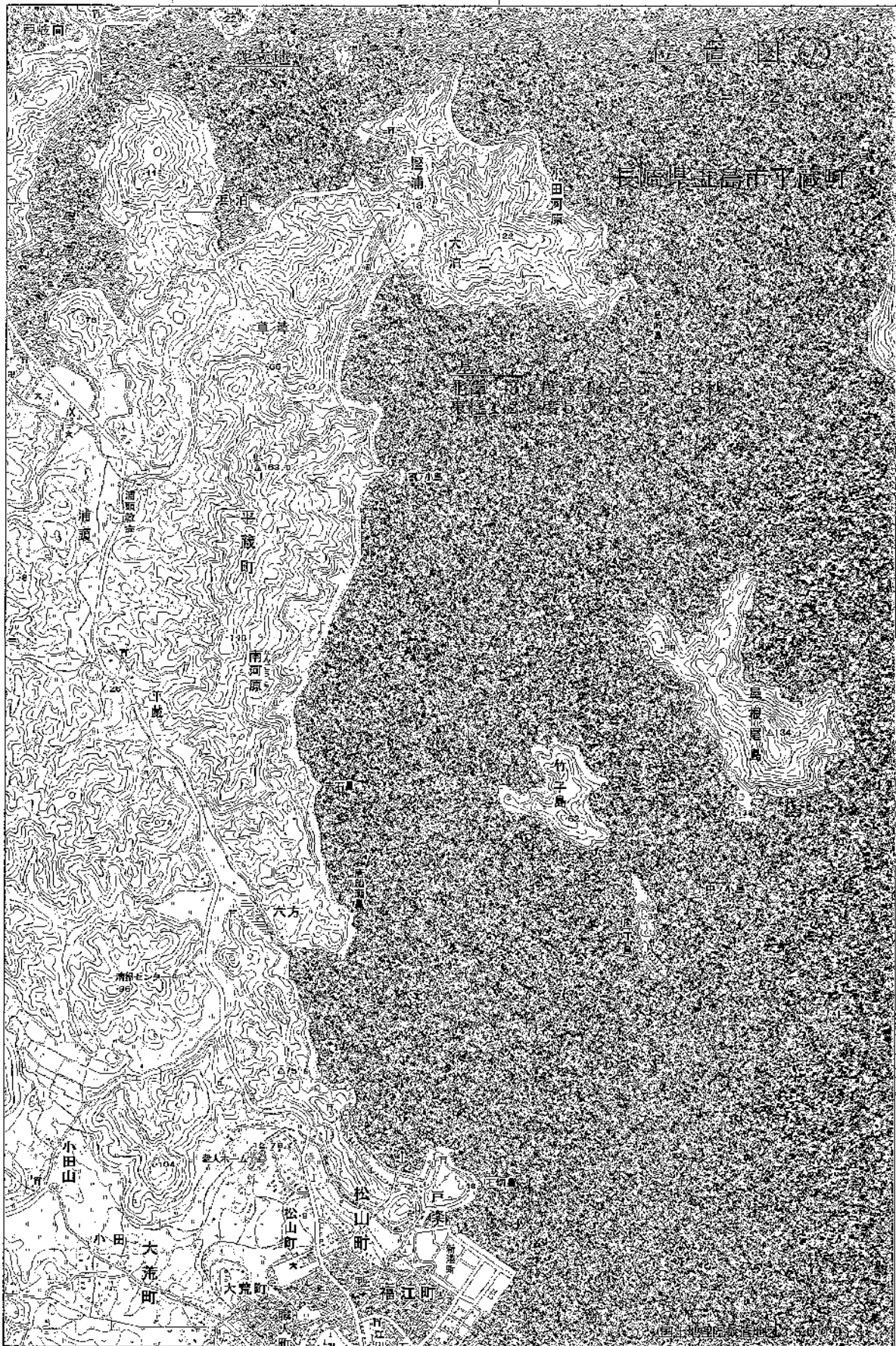
1. 埋立ての場所

長崎県五島市平蔵町1630番2及び1630番2に隣接する防波堤の地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地、水路敷

3. 竣功面積 10,099.96㎡

(内訳)	水	路	敷	283.92㎡
	護	岸	敷	35.34㎡
	護	岸	敷	54.32㎡
	岸	壁	敷	237.02㎡
	岸	壁	敷	198.43㎡
	護	岸	敷	347.23㎡
	道	路	敷	1,128.68㎡
	養	施	敷	2,528.76㎡
	殖	業	敷	5,266.57㎡
	水	路	敷	19.69㎡ (国へ帰属)



求積平面図

1:1,500

測量年度	測量日	測量者
昭和27年	11月1日	野村正三
昭和28年	11月1日	野村正三
昭和29年	11月1日	野村正三
昭和30年	11月1日	野村正三
昭和31年	11月1日	野村正三

区画番号	面積(㎡)	用途
1	1,234.56	住宅
2	2,345.67	住宅
3	3,456.78	住宅
4	4,567.89	住宅
5	5,678.90	住宅
6	6,789.01	住宅
7	7,890.12	住宅
8	8,901.23	住宅
9	9,012.34	住宅
10	10,123.45	住宅
11	11,234.56	住宅
12	12,345.67	住宅
13	13,456.78	住宅
14	14,567.89	住宅
15	15,678.90	住宅
16	16,789.01	住宅
17	17,890.12	住宅
18	18,901.23	住宅
19	19,012.34	住宅
20	20,123.45	住宅
21	21,234.56	住宅
22	22,345.67	住宅
23	23,456.78	住宅
24	24,567.89	住宅
25	25,678.90	住宅
26	26,789.01	住宅
27	27,890.12	住宅
28	28,901.23	住宅
29	29,012.34	住宅
30	30,123.45	住宅
31	31,234.56	住宅
32	32,345.67	住宅
33	33,456.78	住宅
34	34,567.89	住宅
35	35,678.90	住宅
36	36,789.01	住宅
37	37,890.12	住宅
38	38,901.23	住宅
39	39,012.34	住宅
40	40,123.45	住宅
41	41,234.56	住宅
42	42,345.67	住宅
43	43,456.78	住宅
44	44,567.89	住宅
45	45,678.90	住宅
46	46,789.01	住宅
47	47,890.12	住宅
48	48,901.23	住宅
49	49,012.34	住宅
50	50,123.45	住宅
51	51,234.56	住宅
52	52,345.67	住宅
53	53,456.78	住宅
54	54,567.89	住宅
55	55,678.90	住宅
56	56,789.01	住宅
57	57,890.12	住宅
58	58,901.23	住宅
59	59,012.34	住宅
60	60,123.45	住宅
61	61,234.56	住宅
62	62,345.67	住宅
63	63,456.78	住宅
64	64,567.89	住宅
65	65,678.90	住宅
66	66,789.01	住宅
67	67,890.12	住宅
68	68,901.23	住宅
69	69,012.34	住宅
70	70,123.45	住宅
71	71,234.56	住宅
72	72,345.67	住宅
73	73,456.78	住宅
74	74,567.89	住宅
75	75,678.90	住宅
76	76,789.01	住宅
77	77,890.12	住宅
78	78,901.23	住宅
79	79,012.34	住宅
80	80,123.45	住宅
81	81,234.56	住宅
82	82,345.67	住宅
83	83,456.78	住宅
84	84,567.89	住宅
85	85,678.90	住宅
86	86,789.01	住宅
87	87,890.12	住宅
88	88,901.23	住宅
89	89,012.34	住宅
90	90,123.45	住宅
91	91,234.56	住宅
92	92,345.67	住宅
93	93,456.78	住宅
94	94,567.89	住宅
95	95,678.90	住宅
96	96,789.01	住宅
97	97,890.12	住宅
98	98,901.23	住宅
99	99,012.34	住宅
100	100,123.45	住宅

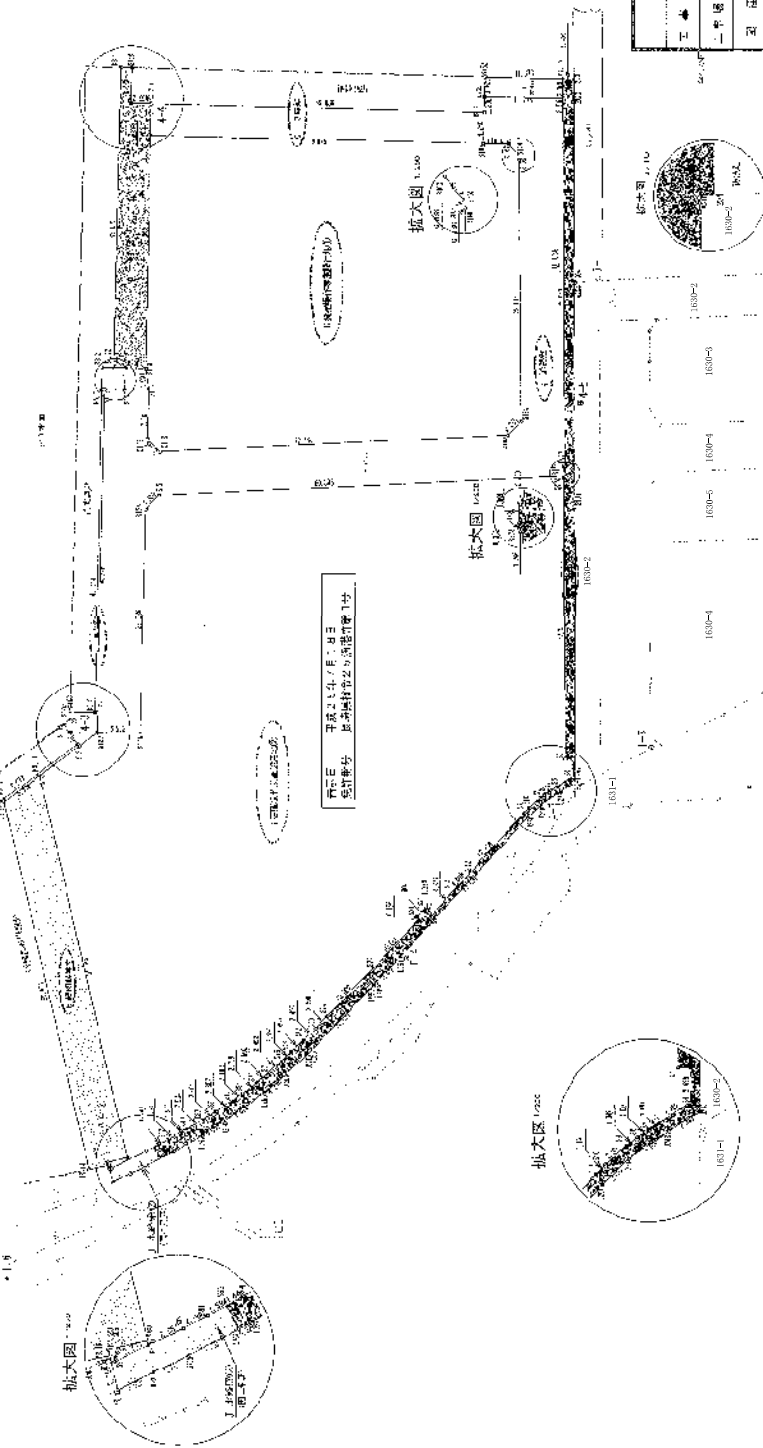
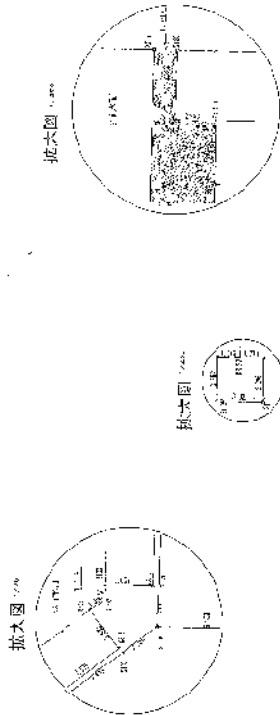
五島市平蔵写

1:1,500

測量年度 昭和29年

測量日 11月1日

測量者 野村正三



工事名	十 五 二 〇 年 度 五島市平蔵写水産流通基盤整備工事
工事種別	公共用 平蔵写
区画	求積平面図
冊次	1 5/10 15/15
作成者	五島市工務課

求積表

Table with columns: 地番 (Land No.), A (Area), B (Area), C (Area), D (Area), E (Area), F (Area), G (Area), H (Area), I (Area), J (Area), K (Area), L (Area), M (Area), N (Area), O (Area), P (Area), Q (Area), R (Area), S (Area), T (Area), U (Area), V (Area), W (Area), X (Area), Y (Area), Z (Area), Total (合計), and Remarks (備註).

Table with columns: 地番 (Land No.), A (Area), B (Area), C (Area), D (Area), E (Area), F (Area), G (Area), H (Area), I (Area), J (Area), K (Area), L (Area), M (Area), N (Area), O (Area), P (Area), Q (Area), R (Area), S (Area), T (Area), U (Area), V (Area), W (Area), X (Area), Y (Area), Z (Area), Total (合計), and Remarks (備註).

Table with columns: 地番 (Land No.), A (Area), B (Area), C (Area), D (Area), E (Area), F (Area), G (Area), H (Area), I (Area), J (Area), K (Area), L (Area), M (Area), N (Area), O (Area), P (Area), Q (Area), R (Area), S (Area), T (Area), U (Area), V (Area), W (Area), X (Area), Y (Area), Z (Area), Total (合計), and Remarks (備註).

Table with columns: 地番 (Land No.), A (Area), B (Area), C (Area), D (Area), E (Area), F (Area), G (Area), H (Area), I (Area), J (Area), K (Area), L (Area), M (Area), N (Area), O (Area), P (Area), Q (Area), R (Area), S (Area), T (Area), U (Area), V (Area), W (Area), X (Area), Y (Area), Z (Area), Total (合計), and Remarks (備註).

Table with columns: 地番 (Land No.), A (Area), B (Area), C (Area), D (Area), E (Area), F (Area), G (Area), H (Area), I (Area), J (Area), K (Area), L (Area), M (Area), N (Area), O (Area), P (Area), Q (Area), R (Area), S (Area), T (Area), U (Area), V (Area), W (Area), X (Area), Y (Area), Z (Area), Total (合計), and Remarks (備註).

Table with columns: 地番 (Land No.), A (Area), B (Area), C (Area), D (Area), E (Area), F (Area), G (Area), H (Area), I (Area), J (Area), K (Area), L (Area), M (Area), N (Area), O (Area), P (Area), Q (Area), R (Area), S (Area), T (Area), U (Area), V (Area), W (Area), X (Area), Y (Area), Z (Area), Total (合計), and Remarks (備註).

Table with columns: 地番 (Land No.), A (Area), B (Area), C (Area), D (Area), E (Area), F (Area), G (Area), H (Area), I (Area), J (Area), K (Area), L (Area), M (Area), N (Area), O (Area), P (Area), Q (Area), R (Area), S (Area), T (Area), U (Area), V (Area), W (Area), X (Area), Y (Area), Z (Area), Total (合計), and Remarks (備註).

Table with columns: 地番 (Land No.), A (Area), B (Area), C (Area), D (Area), E (Area), F (Area), G (Area), H (Area), I (Area), J (Area), K (Area), L (Area), M (Area), N (Area), O (Area), P (Area), Q (Area), R (Area), S (Area), T (Area), U (Area), V (Area), W (Area), X (Area), Y (Area), Z (Area), Total (合計), and Remarks (備註).

Table with columns: 地番 (Land No.), A (Area), B (Area), C (Area), D (Area), E (Area), F (Area), G (Area), H (Area), I (Area), J (Area), K (Area), L (Area), M (Area), N (Area), O (Area), P (Area), Q (Area), R (Area), S (Area), T (Area), U (Area), V (Area), W (Area), X (Area), Y (Area), Z (Area), Total (合計), and Remarks (備註).

Table with columns: 地番 (Land No.), A (Area), B (Area), C (Area), D (Area), E (Area), F (Area), G (Area), H (Area), I (Area), J (Area), K (Area), L (Area), M (Area), N (Area), O (Area), P (Area), Q (Area), R (Area), S (Area), T (Area), U (Area), V (Area), W (Area), X (Area), Y (Area), Z (Area), Total (合計), and Remarks (備註).

Form with fields: 工事名 (Project Name), 工事場所 (Project Location), 図種 (Map Type), 縮尺 (Scale), 作成者 (Author), 作成日 (Date), 備考 (Remarks).

議案第145号

和解及び損害賠償の額の決定について

市道の管理に瑕疵があったことにより発生した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

平成30年11月30日提出

五島市長 野口 市太郎

1 和解及び損害

賠償の相手方

2 和解の要旨

平成30年4月17日、五島市福江町495番地先の市道末広・開田線と市道福江164号線との交差点において、相手方が側溝に転落し、肋骨骨折等を負った事故について、市は、当該事故の責任割合を5割と認め、当該事故により生じた損害の一部を賠償する。

3 損害賠償の額 治療費等 80,254円

(提案理由)

和解及び損害賠償の額の決定については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。